

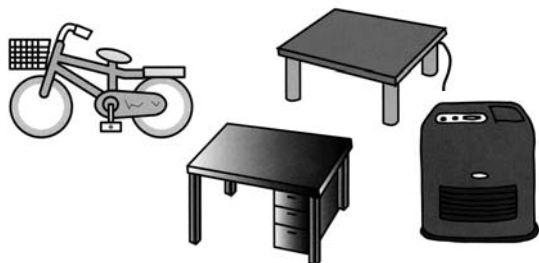
平成 23 年 4 月から

粗大ごみの収集が 有料・戸別収集になります

環境

Q 粗大ごみってどんなもの？

A 粗大ごみとは日常生活に伴って生じた、耐久消費財で比較的大型の固形廃棄物です。事業活動に伴う粗大ごみ・建築や増改築に伴う粗大ごみは出すことができません。



Q 粗大ごみの収集は、なぜ有料になるのですか？

A 粗大ごみ収集の有料化は、物を簡単に捨てずリサイクルにまわす、壊れたら修理するなど、物を大切にすることで、ごみを減らすことを目的としています。



Q 粗大ごみの収集方法は、どうなるの？

A 今まで収集場所で年 4 回収集していました。平成 23 年 4 月からは戸別収集となり、持ち運びの負担が軽減され、いつでも出すことができます。また、違反ごみ・事業系ごみの混入(不法投棄)を防げます。

Q 粗大ごみの出し方を教えてください。

A 指定業者へ電話または F A X で申し込む。
①住所・氏名、電話番号、粗大ごみの品目と大きさなどをお知らせください。
収集日時などをお知らせします。
②指定日時に家の庭先などに粗大ごみを置き、業者が収集に来た際、料金を支払う。
※収集時に料金を支払うので、収集時に必ず立ち会いが必要です。

指定業者

福田・津森・広安(安永を除く)地区

(有)出崎商会

☎ 286 - 2408

FAX 286 - 2462

安永・飯野・木山地区

(有)益城清掃

☎ 286 - 5666

FAX 286 - 5666

Q 粗大ごみの収集運搬手数料・品目について教えてください。

A 粗大ごみ 1 品目につき 500 円です。
縦・横・高さの三辺の長さの和が 400cm 未満まで収集可能です。

回収できるもの

鏡台、こたつ、座卓、自転車、食器棚、本棚、スプリングマットレス、ソファ、机、建具、タンス、電気カーペット、エレクトーン、オルガン、ベッド、トタン(2 枚まで)、物干しざお(2 本まで)、ふとん(2 枚まで)など

※詳しくは、平成 23 年度ごみ収集カレンダーをご覧ください。

問い合わせ先 役場住民生活課 生活衛生係 ☎ 286-3111 内線 114・115